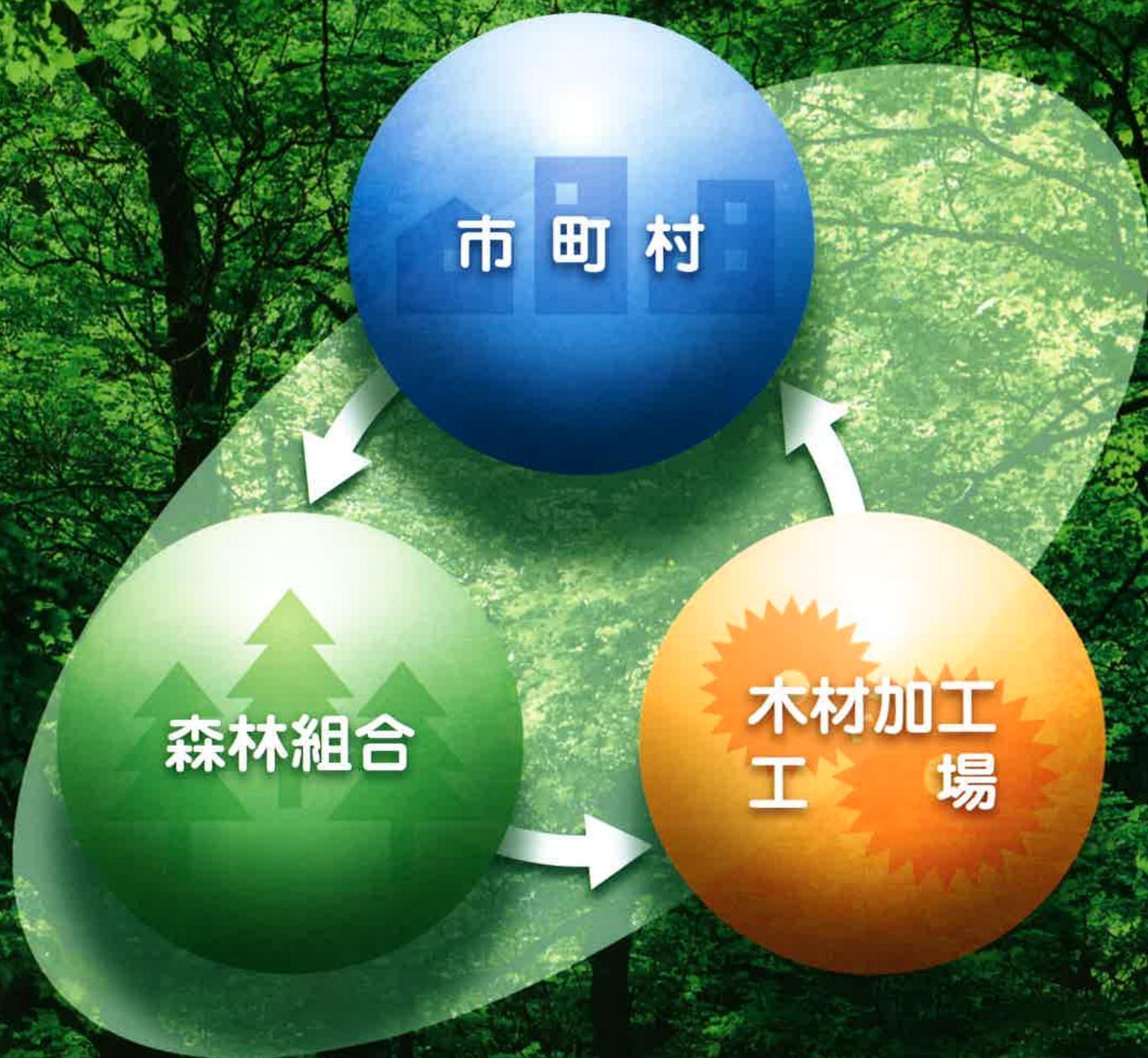


あなたの“まち”の木でつくる あなたの“まち”の木造建築





事例 これまでの代表的な木造建築



集会所

伊達市

旭町児童館・
旭町地域交流館

学校

弟子屈町

弟子屈中学校〈内装〉



保健福祉

北見市

子ども総合支援
センター「きらり」

公共施設

厚沢部町

町民プール





市町村の疑問

Q 「地材地消」とは何か？なぜ「地材地消」を進めるのか？

A 「地材地消」とは地域で生産された木材、木製品を地域で有効利用（消費）することです。このことで、地域の林業・木材産業が活性化し、さまざまな経済効果が生れる経済面のメリットや、木材資源の循環利用が構築されることで、国土保全やCO₂の削減につながるなどの環境面のメリットがあります。

Q 木造建築物は非木造に比べて高くなるのでは？

A 木造で整備された公共建築物の事例を見ますと床面積の規模にもよりますが、住宅向けの一般建築物用木材を適切に使用するなどの工夫により、非木造の場合よりコストが抑えられる事例もあります。また、地域材を積極的に使用して建築する場合には、各種支援制度（裏面参照）を活用することで、地元負担を抑えることもできます。

構造別のコスト分析の事例

	平均		木造		R C 造		S 造	
	床面積	単価	床面積	単価	床面積	単価	床面積	単価
学校の校舎	1,496	174	300	156	2,283	187	893	152
病院・診療所	2,248	179	192	177	4,501	181	417	130

注) 1：出展：国土交通省「2011年度 建築統計年報（北海道）」
2：床面積は㎡、単価は千円/㎡

Q 地域に森林組合や木材業者、加工工場等が一つもないが、何処に相談すれば良いのか？

A 広域合併等により市町村に森林組合事務所を設置していない地区もありますが、それぞれの民有林を管理している森林組合があります。最寄りの森林組合にお尋ねいただくか若しくは、道森連では木造建築物に関する相談窓口を設置しておりますので是非ご相談下さい。

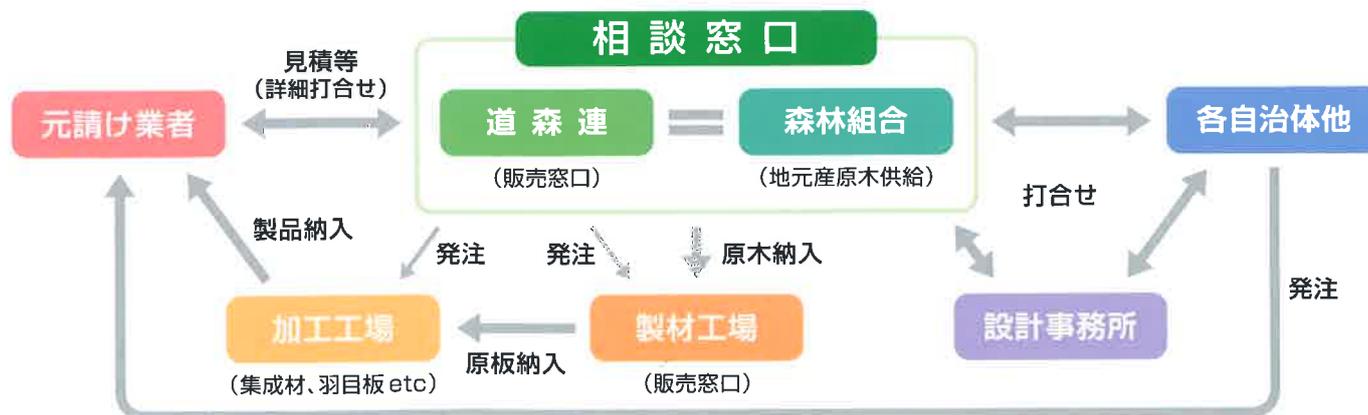
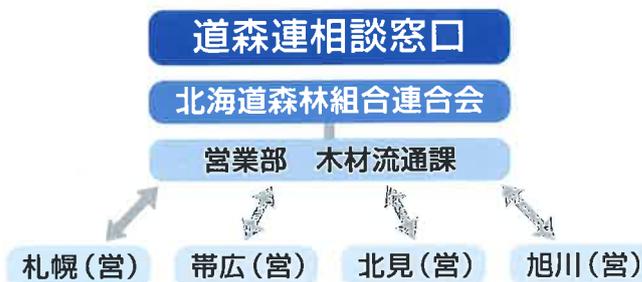
Q 建築物への利用に当たって、建築基準法に基づく規制があるため問題が沢山あるのでは？

A 平成12年に建築基準法が改正され、耐火性の確保により安全性が確認されれば可能となっております。これまででも比重の重い木材を組み合わせするなど大規模ドームの屋根を木造とした事例も有ります。



道森連から

- 公共建築物等に関する相談窓口を開設しております。
- 83森林組合と16森林組合加工工場、19の連携した業界工場とネットワークを構築しております。
- 素材、製材、木材木製品等に関するあらゆるご相談に応じます。





木造建築物の支援制度があります

● 森林整備加速化・林業再生事業の概要【木造公共施設等整備(平成25年度)】

1 事業内容

森林整備加速化・林業再生事業において、地域材の利用を促進する上で特に高い展示効果を有する公共施設等について、モデル的に木造での施設整備を行う。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、政令(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令)に掲げる施設を整備する者。

参考

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(第1条)
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「法」という)第2条第1項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校
- 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 三 病院又は診療所
- 四 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 五 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 七 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

3 補助率

1/2以内(電気・上下水道工事等は除く)

4 事業種目(工種)

木造公共施設、木質内装、木製外構施設、附帯施設等

5 採択基準等

- 法の実効性を高めるため、施設を整備する市町村にあっては、法第9条に規定する市町村方針を策定すること(市町村以外の者が事業実施主体の場合であっても、施設の所在市町村において、市町村方針を策定すること)
- 整備する施設は、合法性の証明された地域材を使用すること
- 施設整備の際に、地域材利用に関する情報などを記載した看板を設置すること
- 費用対効果分析によるB/Cが、1.1以上であること

6 その他

このほか、事業計画、事業の実施、事業実施の報告及びその他必要な事項については、北海道が別に定める「森林整備加速化・林業再生事業実施要領」の規定等による。

詳しくは

北海道森林組合連合会

検索



森の町内会
周知に資する紙
www.mori-cho.org

この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

問合せ先

北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9 TEL(011)621-4293(代) FAX(011)644-3707

- | | | |
|----------------------------------|------------------|------------------|
| ■ 札幌営業所 / 札幌市中央区北2条西19丁目 道森連ビル | TEL(011)613-0651 | FAX(011)613-0654 |
| ■ 旭川営業所 / 旭川市豊岡2条1丁目7番10号 高嶋ビル3F | TEL(0166)35-2613 | FAX(0166)35-2614 |
| ■ 北見営業所 / 北見市北斗町3丁目1番7号 | TEL(0157)23-1214 | FAX(0157)23-1210 |
| ■ 帯広営業所 / 帯広市西4条南16丁目10番地1 | TEL(0155)25-4163 | FAX(0155)25-4162 |